

エコリフォーム

1. エコポイントの発行対象住宅の着手及び完了

- 着手
平成22年1月1日 ~ 平成22年12月31日 までに着手したもの
- 工事が完了し、引き渡された時期
平成22年1月28日 ~ 以降に工事が完了し、かつ引き渡された住宅

2. エコポイントの発行の申請期限

平成23年3月31日 まで
かつ、予算オーバーの場合はポイントの発行は終了します。

2. エコポイントの商品交換申請期限

平成25年3月31日 までポイントの交換申請ができる。

3. エコポイントの発行対象住宅の種類

- ・ 持家、借家のどちらでも対象とする。
- ・ 一戸建ての住宅、共同住宅等の別によらず対象とする。
- ・ 住宅品質確保法でいう「人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分」
- ・ **対象とする住宅の用途**
 - ・ 共同住宅等(分譲マンション、賃貸、長屋建て含む)
 - ・ 共同住宅は一戸あたり毎にエコポイント対象となります。
 - ・ 2世帯住宅は間取り等により共同住宅等と判断されます。
 - ・ 別荘等のセカンドハウス
 - ・ グループホーム住宅
 - ・ 高齢者専用賃貸住宅
 - ・ 寄宿舎
 - ・ 併用住宅(住宅品質確保法による)
 - ・ 離れ、勉強部屋、趣味の部屋等
- ・ **対象とならない建物**
 - ・ 住宅を含まない建物
 - ・ ショートステイのサービスを実施するような介護施設
 - ・ 特別養護老人ホームの事業を行うための施設
 - ・ 有料老人ホームの事業を行うための施設
 - ・ 併用住宅で店舗部分等(住宅ではない部分)は対象外

4. 工事請負契約の必要性

- ・ リフォーム業者と工事請負契約をして住宅をリフォームをした → 対象
- ・ リフォーム事業者が社員の住宅を工事請負契約をしてリフォームした → 対象(工事請負契約をしない場合は非対象)
- ・ 自分で工事をして住宅をリフォームをした → 非対象

5. 既成の補助金を受けている場合

- ・ 窓や外壁の断熱工事が補助金を受けている場合は対象外
- ・ 高効率給湯器はポイント対象ではないので、補助を受けていても対象になる
- ・ 太陽光発電設備工事はポイント対象ではないので、補助を受けていても対象になる

6. 併用できる補助金等

- ・ 税制優遇の要件を満たせば併用できる
- ・ フラット35Sの金利引き下げの要件を満たせば併用できる
- ・ 耐震改修工事に関する補助との併用はできる
- ・ 介護保険をうけてバリアフリー改修を行う場合は、施工内容が同一の対象区分の工事はエコポイントの対象外となる

7. エコリフォームポイント数

- ・ 対象部位
 - ① 窓の断熱の改修
 - ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱
 - ③ バリアフリー改修※ ①+②+③=300,000ポイント/1戸当たりを限度とする。
- ・ 共同住宅は1戸当たり300,000ポイント
- ・ 新築住宅でエコポイントの発行したものはエコリフォームでは対象外となる

エコリフォームのフローチャート

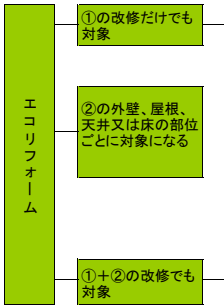
2010年2月14日作成

注意事項

未定及び予定などの部分があります。

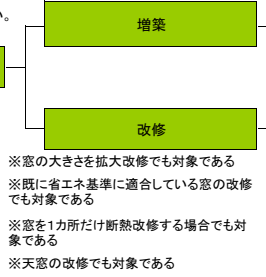
記入ミス等があるかもしれないので、自己責任にて確認してからお役立てください。

このシートはとりえずバージョンです

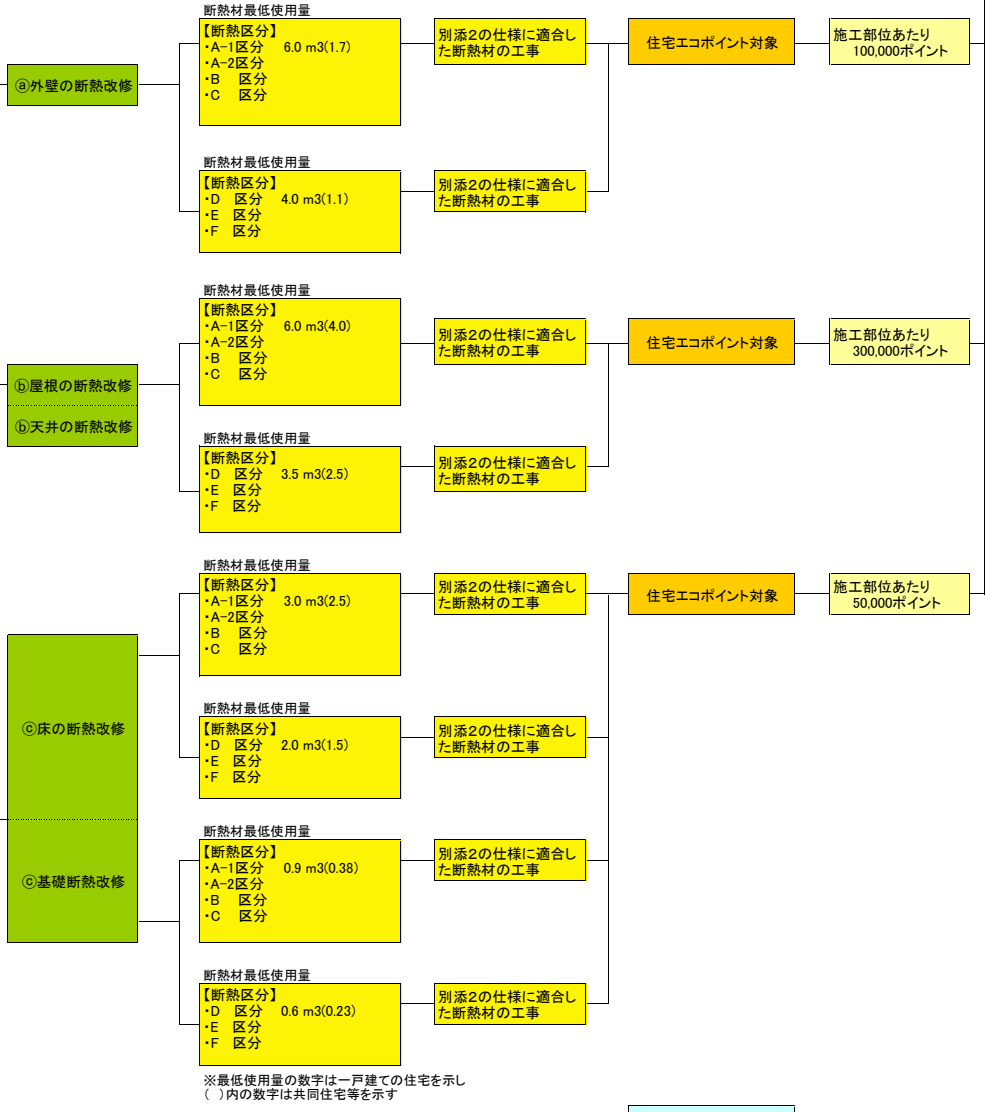
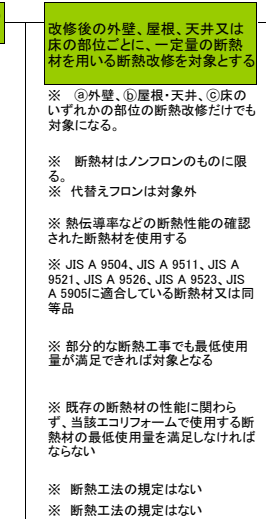


※同じ部位での複数回申請は不可
 ※1つの建物に1回の申請である
 ※原則は申請者は建物所有者である

①窓の断熱改修

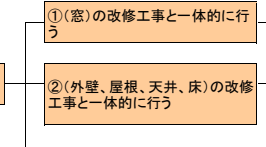


②外壁、屋根、天井、床の断熱改修



①+②+③=300,000ポイント/1戸当たりを限度とする

③バリアフリーの改修工事



バリアフリー改修は50,000ポイント/1戸当たりを限度とする

①+②の改修工事と一体的に行はない

別添3のバリアフリーの仕様に適合しない

住宅エコポイント対象外

住宅エコポイント対象外

(別添1)エコリフォームの対象となる窓の仕様例

地域区分	建具の種類又はその組合せ	代表的なガラスの組合せ例
I 及び II	次のイ、ロ又はハに該当するもの イ 三重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率(単位1平方メートル1度につきワット。以下同じ。)が1.91以下であるもの ロ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が1.51以下であるもの ハ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が1.91以下であるもの	イの場合、ガラス単板入り建具の三重構造であるもの ロの場合、ガラス単板入り建具と低放射複層ガラス(空気層12ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス(空気層12ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの
	次のイ又はロに該当するもの イ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.08以下であるもの ロ 一重構造のガラス入り建具で、木又はプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.08以下であるもの	低放射複層ガラス(空気層12ミリメートルのもの)又は三層複層ガラス(空気層各12ミリメートルのもの)入り建具であるもの
III	次のイ、ロ又はハに該当するもの イ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.91以下であるもの ロ 二重構造のガラス入り建具で、枠が金属製熱遮断構造であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.91以下であるもの ハ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が2.30以下であるもの	イ又はロの場合、ガラス単板入り建具の二重構造であるもの ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス(空気層6ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの
	次のイ又はロに該当するもの イ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が3.36以下であるもの ロ 一重構造のガラス入り建具で、金属製熱遮断構造又は木若しくはプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が3.01以下であるもの	イの場合、複層ガラス(空気層6ミリメートルのもの)入り建具であるもの ロの場合、ガラス単板二枚使用(中間空気層12ミリメートル以上のもの)、複層ガラス(空気層12ミリメートルのもの)又は低放射複層ガラス(空気層6ミリメートルのもの)入り建具であるもの
IV 及び V	二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの	ガラス単板入り建具の二重構造であるもの
	一重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの	ガラス単板2枚使用(中間空気層12ミリメートル以上のもの)又は複層ガラス(空気層6ミリメートルのもの)入り建具であるもの
VI	一重構造のガラス入り建具で、ガラスの日射侵入率が0.43以下のもの	遮熱低放射複層ガラス(空気層6ミリメートル以上のもの)又は熱線反射ガラス3種入り建具であるもの
1 ガラス中央部の熱貫流率は、日本工業規格R3107-1998(板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法)又は日本工業規格A1420-1999(建築用構成材の断熱性測定方法)に定める測定方法によるものとする。 2 「低放射複層ガラス」とは、低放射ガラスを使用した複層ガラスをいい、日本工業規格R3106-1998(板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法)に定める垂直放射率が0.20以下のガラスを1枚以上使用したもの又は垂直放射率が0.35以下のガラスを2枚以上使用したものをいう。 3 「金属製熱遮断構造」とは、金属製の建具で、その枠又は框等の中間部をポリ塩化ビニル材等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。以下同じ。		
※上記と同等以上の性能を有することを確認することができる内窓設置、外窓交換、ガラス交換については、これによらず、エコリフォームのポイント発行の対象とすることができます。 ※引戸、ドアについては住宅版エコポイントの対象となりません。		

(別添2) 断熱材の各区分の内容

断熱材区分	熱伝導率 [W/(m ² ・K)]	断熱材の種類例
A-1	0.052~0.051	<ul style="list-style-type: none"> ・吹込み用グラスウール(施工密度13K、18K) ・タタミボード(15mm) ・A 級インシュレーションボード(9mm) ・シージングボード(9mm)
A-2	0.050~0.046	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用グラスウール断熱材 10K 相当 ・吹込み用ロックウール断熱材 25K
B	0.045~0.041	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用グラスウール断熱材 16K 相当 ・住宅用グラスウール断熱材 20K 相当 ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板4 号 ・A 種ポリスチレンフォーム保温板1 種1 号 ・A 種ポリスチレンフォーム保温板1 種2 号
C	0.040~0.035	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用グラスウール断熱材 24K 相当 ・住宅用グラスウール断熱材 32K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 16K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 24K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 32K 相当 ・吹込用グラスウール断熱材 30K、35K 相当 ・住宅用ロックウール断熱材(マット) ・ロックウール断熱材(フェルト) ・ロックウール断熱材(ボード) ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板1 号 ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板2 号 ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板3 号 ・A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板1 種 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA 種3 ・A 種ポリエチレンフォーム保温板2 種 ・A 種フェノールフォーム保温板2 種1 号 ・A 種フェノールフォーム保温板3 種1 号 ・A 種フェノールフォーム保温板3 種2 号 ・吹込用セルローズファイバー 25K ・吹込用セルローズファイバー 45K、55K ・吹込用ロックウール断熱材 65K 相当
D	0.034~0.029	<ul style="list-style-type: none"> ・高性能グラスウール断熱材 40K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 48K 相当 ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号 ・A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板2 種 ・A 種硬質ウレタンフォーム保温板1 種 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA 種1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA 種2 ・A 種ポリエチレンフォーム保温板3 種 ・A 種フェノールフォーム保温板2 種2 号
E	0.028~0.023	<ul style="list-style-type: none"> ・A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板3 種 ・A 種硬質ウレタンフォーム保温板2 種1 号 ・A 種硬質ウレタンフォーム保温板2 種2 号 ・A 種硬質ウレタンフォーム保温板2 種3 号 ・A 種硬質ウレタンフォーム保温板2 種4 号 ・A 種フェノールフォーム保温板2 種3 号
F	0.022 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・A 種フェノールフォーム保温板1 種1 号 ・A 種フェノールフォーム保温板1 種2 号

(別添3) バリアフリー改修促進税制の取扱い

対象工事	概要	詳細
手すりの設置	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	手すりを転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付けるものをいい、取付けに当たって工事(ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。)を伴わない手すりの取付けは含まれないが、一体工事として手すりを取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は含まれる。
段差解消	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。)	敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置は含まれないが、一体工事として廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。
廊下幅等の拡張	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	通路又は出入口(以下「通路等」という。)の幅を拡張する工事であつて、工事後の通路等(当該工事が行われたものに限る。)の幅が、おおむね750mm以上(浴室の出入口にあつてはおおむね600mm以上)であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事が想定される。通路等の幅を拡張する工事と併せて行う幅木の設置、柱の面取りや、通路等の幅を拡張する工事に伴って取替えが必要となつた壁の断熱材入りの壁への取替え等の工事は一体工事として含まれる。